

背景色は37号、変更します。
写真は令和6年度のラッピング
トラック出発式の写真



CONTENTS

ナンバープレート/名称 消します

- 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 概要 P1
- 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律 概要 P2~5
- 令和8年4月1日から改正トラック法が施行されます
 - ・ 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大
 - ・ 委託回数を2回までに制限
 - ・ 白トラ利用の罰則強化
- 取適法（トリテキ法）の確認ポイント 一代金編一 令和8年1月1日～ P6
- 令和7年4月から、全ての荷主（発荷主・着荷主）に物流効率化の取り組みの努力義務が課されました P7~8
- 貨物運送事業者のみなさまへ
 - ～事故の未然防止及び法令遵守の徹底をお願いします！～ P9
- 令和6年改正版 改善基準告示のポイント P10
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則等に基づく
 - 貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票類等一覧 P11

有効期限のあるものに変更します

公益社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6
TEL 0743-23-1200(代) FAX 0743-23-1212



貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

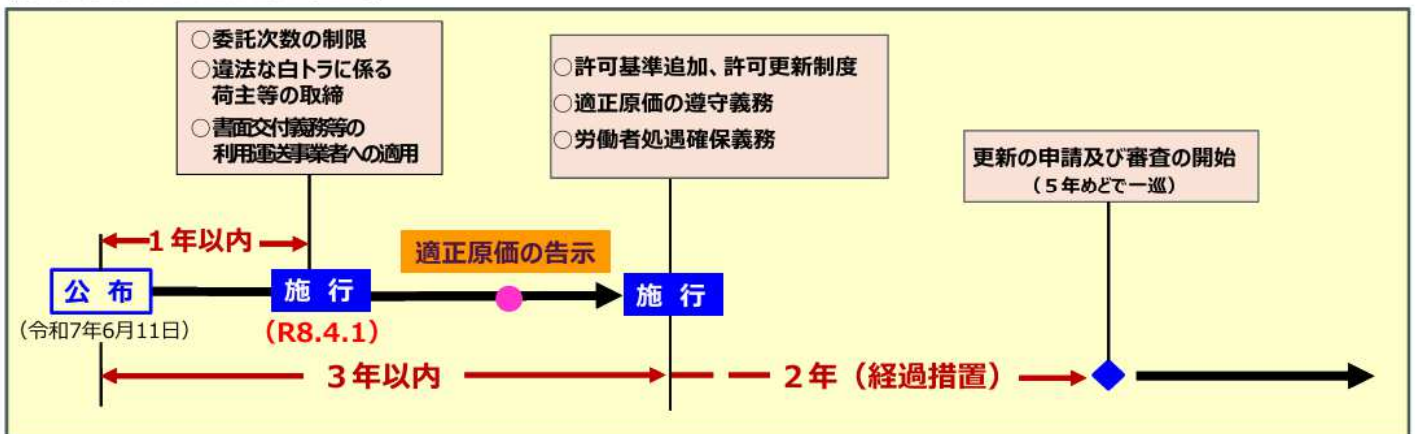
3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

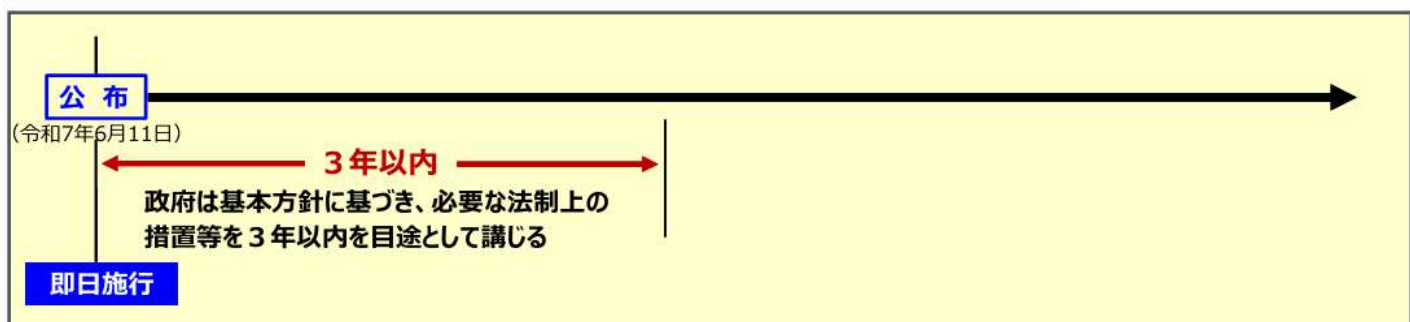
担保

施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

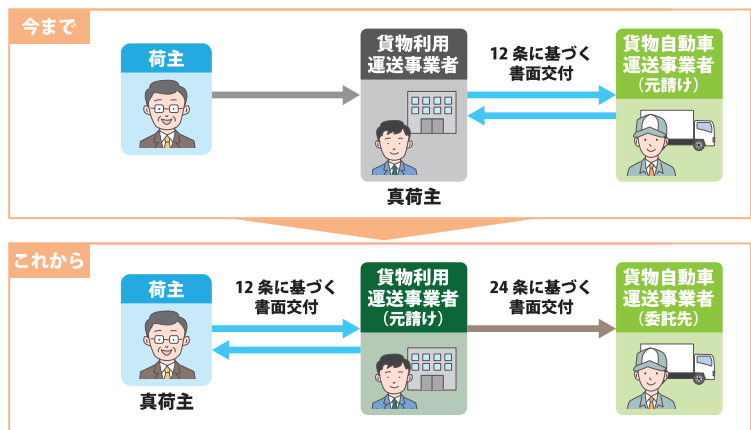
が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

改正のポイント

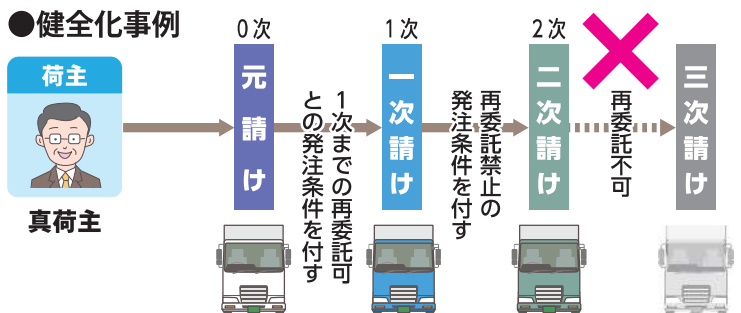
1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



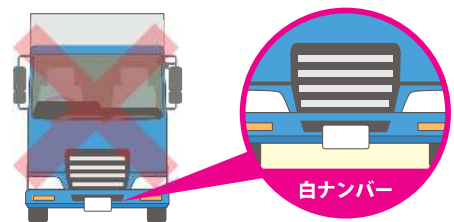
2 委託回数を2回までに制限

実運送事業者の適正運賃收受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。



3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。



1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

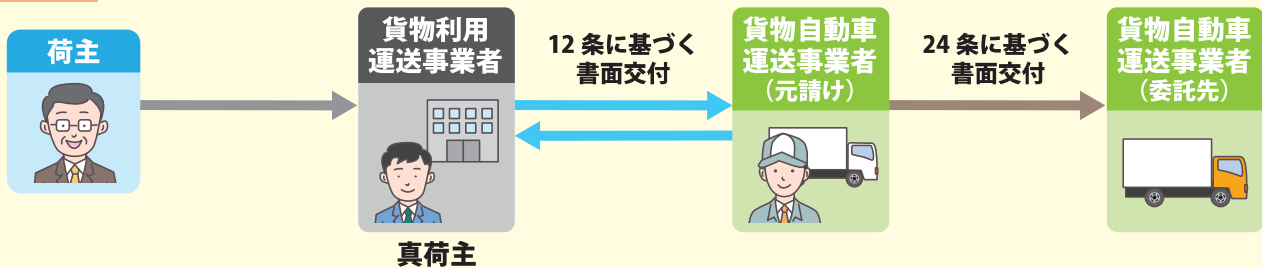


全てのトラックを利用する貨物利用運送事業者に書面交付義務が課されます

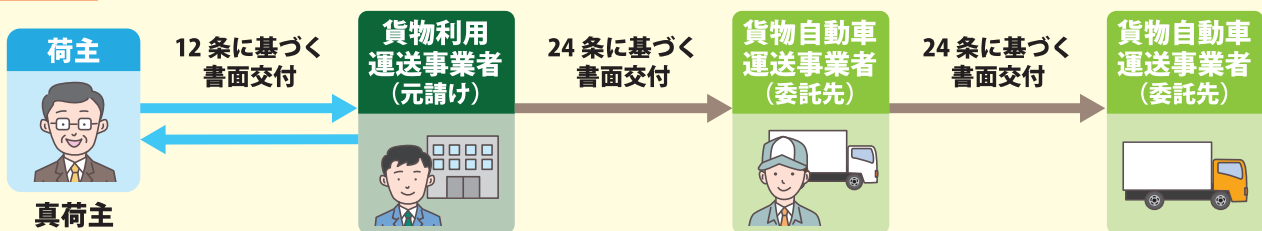
トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、書面交付義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから



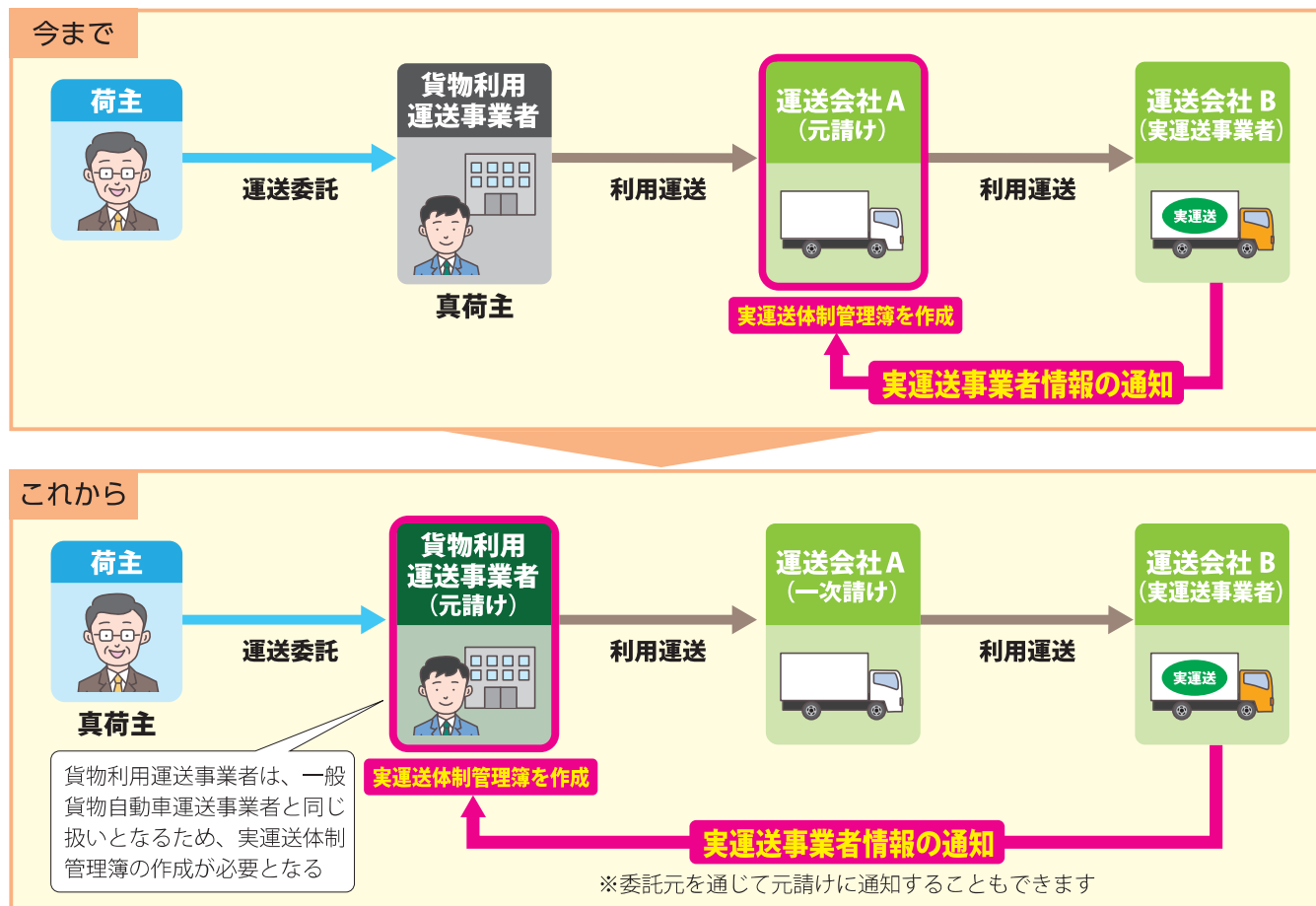
貨物利用運送事業者は、一般貨物自動車運送事業者と同じ扱いとなるため、荷主との間で12条に基づく書面交付が必要となる



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対しても、実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



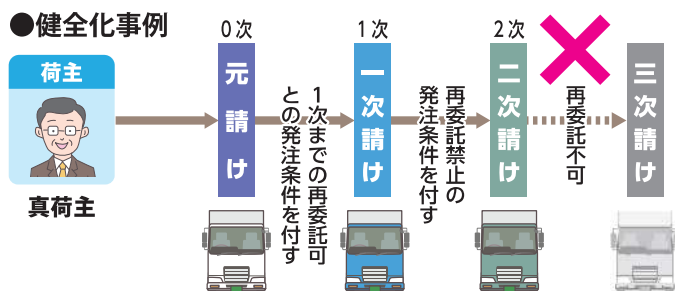
※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

2 委託回数の制限



元請事業者に対して、再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。



3 白トラ利用の罰則強化



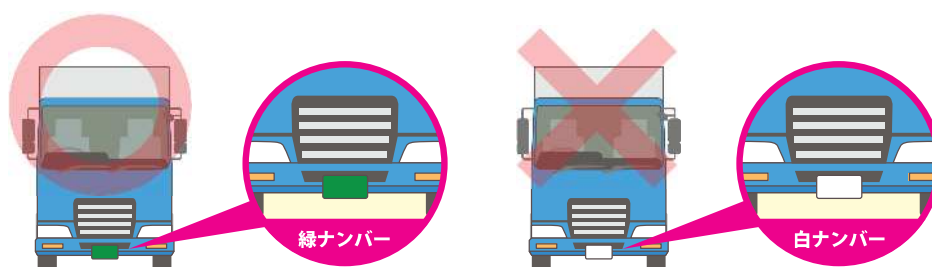
いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)

第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者



注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

とりてき 取適法 (令和8年1月1日施行) と 物流効率化法 (令和8年4月1日施行) も トラック運送事業に関して新しい規制が適用されます。

中小受託取引適正化法 (取適法) の詳細は、公正取引委員会ホームページをご覧ください。



流通業務総合効率化法 (物流効率化法) の詳細は、物流効率化法ポータルサイトをご覧ください。



国土交通省 トラック運送適正取引
相談窓口はこちら



 公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009(代)
ホームページ <https://jta.or.jp/>

中小受託事業者の
確認ポイント！

新たなルールを確認！

令和8年1月1日から、「下請法」は「取適法（トリテキ法）」に変わります。

取適法施行（令和8年1月1日）に伴い、同日以降に発注した取適法適用対象取引では、新たに以下の行為が禁止されます！

！ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- ・ 中小受託事業者からの価格協議の求めに応じずに、一方的に代金を決定することは違反になります。

→ 積極的に協議を求めることで、より実質的な価格協議を実現へ

※ 協議を明示的に拒む場合だけでなく、例えば、協議の求めを無視したり、協議を繰り返し先延ばしにしたりして、協議を困難にさせる場合も違反になります。

！ 手形払等の禁止

- ・ 手形による代金の支払いは違反になります（「支払遅延」に該当）。
- ・ 電子記録債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内）までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは違反になります（「支払遅延」に該当）。

→ 支払期日に代金満額相当の現金を受取可能に

例えば、以下の場合は取適法に違反することとなります。

- ① 製造委託等代金の支払期日より後に満期日が到来する場合に中小受託事業者において割引を受ける等の行為が必要とき
- ② 中小受託事業者を受取手数料等の負担が生じるとき

※ 上記②に関して、決済に伴い一時的に受取手数料等の負担が生じる場合であっても、あらかじめ書面等による合意の上、製造委託等代金の支払期日までに当該負担分を委託事業者が補填し、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に代金満額相当の現金を受け取れるようになっていれば問題とはなりません。

！ 振込手数料を負担させることの禁止

- ・ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になります（「減額」に該当）。

→ 代金の受取に係る振込手数料の負担が不要に



令和7年4月から、全ての荷主(発荷主・着荷主)に物流効率化の取り組みの努力義務が課されました

政府目標(2028年度)

- ① 全国のトラック輸送のうち5割の運行で、1運行当たりの**荷待ち・荷役等時間**を**1時間短縮**(1回の受渡しごとの荷待ち時間・荷役等時間を原則1時間以内に短縮)
- ② 全国のトラック輸送のうち5割の車両で、**積載効率50%**を実現
(全体の車両で積載効率44%に増加)

荷物を出す人も受け取る人も、全ての方の協力が必要です!

全ての荷主企業の努力義務

積載効率の向上

- 余裕を持ったリードタイムの設定
- 運送先の集約等



例：リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

- 適切な貨物の受取・引渡日時の指示
- 予約システムの導入等



例：トラック予約受付システムの導入

荷役等時間の短縮

- パレット等の利用、標準化
- 入出庫の効率化に資する資機材の配置
- 荷積み・荷卸し施設の改善等



例：同一パレットの利用や機品の効率化

2026年4月施行予定 一定規模以上の荷主企業^(※)の義務

(※) 荷主企業における一定規模の基準は、年間貨物取扱重量が90,000トン以上となる予定です

中長期計画の策定、提出

実施状況の定期報告

役員レベルの
物流統括責任者(CLO)の選任

取り組みが不十分な場合は、国が勧告・命令等を実施

法改正に関する情報



物流効率化法 理解促進ポータルサイト
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>



国土交通省



経済産業省



農林水産省



全ト協



都道府県トラック協会

荷主の皆さん、チェックしましょう!

荷主(発荷主・着荷主)の判断基準の簡易チェックリスト

荷物を出す人

－第1種荷主(主に発荷主)－

積載効率の向上	他の貨物との積合せなどトラック事業者が積載効率の向上等に取り組めるよう、適切なリードタイムを確保されていますか。	<input type="checkbox"/>
	貨物の出入荷量の適正化を図るため、貨物の量の平準化、受渡し日時の集約等を行われていますか。	<input type="checkbox"/>
	配車・運行計画作成システムの導入等により、配車計画又は運行経路を最適化されていますか。	<input type="checkbox"/>
	上記の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る部門間で連携されていますか。	<input type="checkbox"/>
荷待ち時間の短縮	貨物の入出荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	<input type="checkbox"/>
	トラックの荷待ち時間の短縮に向け、トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整されていますか。	<input type="checkbox"/>
	寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させていますか。	<input type="checkbox"/>
荷役等時間の短縮	荷役等の効率化を図るため、一貫パレチゼーション実現のための標準仕様パレットをはじめとしたパレットや、荷役の効率化に資する輸送器具を導入していますか。	<input type="checkbox"/>
	標準仕様パレット等の使用や、荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行ったり、フォークリフトや荷役等作業員の適切に配置する等の取組を進めていますか。	<input type="checkbox"/>
	着荷主(第2種荷主)や寄託先である倉庫業者等に対し、出荷情報を事前に通知したり、検品を効率的に実施するための機械を導入すること等により、検品の効率化を図っていますか。	<input type="checkbox"/>
	荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。	<input type="checkbox"/>

荷物を受け取る人

－第2種荷主(主に着荷主)－

積載効率の向上	発荷主(第1種荷主)と、積載効率の向上等の取組を進めるため、協議を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
	着荷主として、積載効率の向上等取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る部門間で連携されていますか。	<input type="checkbox"/>
荷待ち時間の短縮	貨物の入出荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	<input type="checkbox"/>
	トラックの荷待ち時間短縮に向け、トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整されていますか。	<input type="checkbox"/>
	寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させていますか。	<input type="checkbox"/>
荷役等時間の短縮	検品を効率的に実施するための機械を導入する等、検品の効率化を図っていますか。	<input type="checkbox"/>
	荷役等の効率化を図るため、フォークリフトや荷役等作業員の適切な配置等の取組を進めていますか。	<input type="checkbox"/>
	荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。	<input type="checkbox"/>

貨物運送事業者のみなさまへ

～事故の未然防止及び法令遵守の徹底をお願いします！～

1ヶ月の拘束時間は
284時間以内。
※労使協定により延長可

改正前
原則
293時間

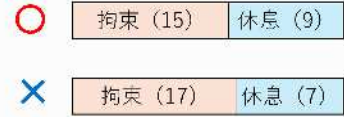
➡ 原則
284時間

1日(24時間)の拘束時間は
13時間以内。延長する場合
であっても上限は**15時間**まで。



斜線の部分は、1日の拘束時間を含む
※上記の場合、1日の拘束時間は
13時間+2時間=15時間

1日の休息期間は連続
9時間を下回らない。



連続運転時間は4時間以内。
以降30分以上の休憩が必要。



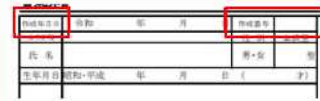
休憩1回が連続10分以上であれば分割可

法定の健康診断の受診

未受診者数	改正前	改正後
未受診者1名	警告	(変更なし)
未受診者2名	20日車	(変更なし)
未受診者3名以上	40日車	1名×15日車

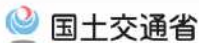
令和7年4月～ 処分厳罰化!
深夜勤務者は年2回の受診が必要

運転者等台帳の作成



- ・作成年月日
- ・作成番号
- ・免許証情報

上記項目の記載
漏れが非常に多い



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※特に違反の多い項目を抽出しています。

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化

令和6年9月改正・10月施行

- 酒酔い・酒気帯び運転が確認された場合、現行の酒酔い・酒気帯び運転の業務に加え、新たに指導監督義務と点呼実施義務について違反行為を設ける(それぞれの違反行為について加算)^{※1,2}

違反行為	処分内容	
酒酔い・酒気帯び運転の業務	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る指導監督が未実施 新設	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る点呼が未実施 新設	初違反	100日車
	再違反	200日車

※1 指導監督・点呼実施について、明らかに実施されていることを指導・点呼記録により事業者が証明した場合は処分対象外

※2 現行と同様、処分日車数による行政処分に加え、最長14日間の事業の事業停止処分を付加

処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入)

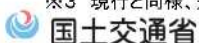
- 勤務時間等基準告示の遵守違反^{※3}

未遵守件数	処分内容			
	初違反		再違反	
5件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
6件以上 15件以下	改正前 10日車	改正後 2日車 / 未遵守1件	改正前 20日車	改正後 4日車 / 未遵守1件
	改正前 20日車		改正前 40日車	

- 点呼の実施違反^{※3}

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
20件以上 49件以下	改正前 10日車	改正後 1日車 / 未実施1件	改正前 20日車	改正後 2日車 / 未実施1件
	改正前 20日車		改正前 40日車	

※3 現行と同様、違反の機態により、30日間の事業の停止処分となる場合がある。



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

<p>1年、1か月の拘束時間</p>	<p>1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内</p> <p>【例外】 労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</p>
<p>1日の拘束時間</p>	<p>13時間以内(上限15時間、14時間超は2回までが目安)</p> <p>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、16時間まで延長可(週2回まで)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※1: 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</p> </div>
<p>1日の休息期間</p>	<p>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</p> <p>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</p>
<p>運転時間</p>	<p>2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内</p>
<p>連続運転時間</p>	<p>4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</p> <p>【例外】 SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</p>
<p>予期し得ない事象</p>	<p>予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2、3)勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※2: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p>※3: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</p> </div>
<p>特例</p>	<p>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割:10時間以上、3分割:12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度</p> <p>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</p> <p>【例外】 設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※4: 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること</p> </div> <p>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間</p> <p>【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで)2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</p> <p>フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</p>
<p>休日労働</p>	<p>休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない</p>

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。

(注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

貨物自動車運送事業輸送安全規則等に基づく貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票類等一覧

区分	様式 ダウンロード	帳票類	概要等	保存期間
帳票類の整備、報告等	●	事故記録の作成・保存	当該事故が発生した場合、30日以内に記録を作成	当該事故発生後3年間
	●	事故報告書の提出	自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合、30日以内に運輸支局に提出	当該事故発生後3年間
	●	運転者台帳の作成	運転者毎に必要な事項を記載した台帳（写真貼付）を作成し、営業所に備え置く	常時備え付け及び 運転者でなくなった日から3年間
		車両台帳の作成	営業所に配置する車両の検査証の写し及び自賠責保険の写しを備え置く	常時備え付け
	●	事業報告書の提出	毎事業年度の経過後、100日以内に運輸支局に提出	
	●	事業実績報告書の提出	前年4月1日から3月31日までの実績を毎年7月10日迄に運輸支局に提出	
運行管理等	●	運行管理規程の作成	運行管理者が、的確かつ円滑に事業用自動車の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、事業用自動車の運行の安全に関する規程を作成	常時備え付け
	●	運行管理者選任届	選任又は解任後、概ね7日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		運行管理者の研修の受講	選任した年度は必ず受講、その後2年に1回の受講	
	●	運行計画表（勤務割表）の作成	休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、改善基準告示に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させる	常時備え付け
	●	点呼の実施及び記録・保存	運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するために必要な指示を与え、常時アルコール検知器の有効を保持する	1年間
	●	乗務等の記録・保存	乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録	1年間
		運行記録計の活用及び記録・保存	運転者の乗務について、事業用自動車（車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上）の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録	1年間
	●	運行指示書の作成・保存	乗務前、乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者の運行ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させる	1年間
	●	乗務員への指導・監督の実施及び記録・保存	国土交通省告示1366号に基づく教育の実施	3年間
	●	特定運転者の指導・監督の実施	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者への指針に基づく教育の実施	3年間
	特定運転者の適性診断の受診及び保存	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者の受診	3年間	
車両管理等	●	整備管理規程の作成	整備管理者の義務として掲げる事項の執行に関する規程を作成	常時備え付け
	●	整備管理者選任届	選任又は変更後、15日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		整備管理者の研修の受講	選任した年度の翌年度の末日までに受講、その後2年に1回の受講	
	●	日常点検の実施及び記録・保存	自動車点検基準に基づく点検の実施	1年間
	●	定期点検整備の実施及び記録・保存	3ヵ月点検記録簿及び12ヶ月又は24ヶ月点検記録簿への記録	1年間
労基法等	●	就業規則の作成	常時10人以上の従業員を使用する使用者は、管轄する労働基準監督署への届出	常時備え付け
	●	36協定の届出	時間外労働、休日労働がある使用者は、毎年1回管轄する労働基準監督署への届出	完結の日（有効期間満了の日）より3年間
		健康診断の受診	雇入れ時の健康診断、定期健康診断は年1回、但し深夜労働者（22時～翌日5時）は年2回の受診	5年間
法定福利費		労災保険・雇用保険への加入	労働者を1人でも雇用していれば加入	労働保険：完結の日より3年間又は4年間 （労災保険：完結の日より3年間） 雇用保険：完結の日より2年間又は4年間
		健康保険・厚生年金保険への加入	法人事業所及び常時5人以上の従業員を使用している個人事業所は加入	健康保険：完結の日より2年間 厚生年金保険：完結の日より2年間

● 印は、(公社) 奈良県トラック協会ホームページより、ダウンロードできます。